

議会運営委員会会議録

(平成26年8月26日)

栄町議会

議 会 運 営 委 員 会

議 事 日 程

平成26年8月26日（火曜日）

午前10時開会

- 議 事
- (1) 平成26年第3回栄町議会定例会の付議事件について
 - 1. 町長提出議案等 21件
 - 新規条例 4件
 - 条例の一部改正 3件
 - 協議会規約の一部改正協議 1件
 - 工事請負契約 1件
 - 補正予算 3件
 - 決算認定 5件
 - 専決処分の承認 2件
 - 報告 3件
 - (2) 諸般の報告について
 - 1. 平成25年度栄町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査に係る意見書
 - 2. 平成25年度財政健全化及び経営健全化の審査に係る意見書
 - 3. 現金出納の検査結果報告 3件
 - 4. 陳情 2件
 - 5. 議員派遣報告 1件
 - (3) 請願 2件
 - (4) 一般質問について 通告者7名
 - (5) 会期、議事日程、会議録署名議員の指名について
 - (6) 決算審査特別委員会の設置及び運営方法について
 - (7) その他、議会運営に関する事

出席委員（6名）

委員長 藤村 勉 君
委員 金島 秀夫 君
委員 橋本 浩 君

副委員長 松島 一夫 君
委員 山田 真幸 君

欠席委員（1名）

委員 鈴木 照夫 君

出席を求めた者

議長 大澤 義和 君

副議長 大野 博 君

説明のため出席した者

総務課長 長崎 光男 君

出席議会事務局

事務局長 湯原 国夫 君

書記 野平 薫 君

◎ 開 会

○委員長（藤村 勉君） ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（藤村 勉君） 本日は平成26年第3回栄町議会定例会に伴う審議をお願いするものです。委員のみなさま並びに議長、副議長また、町執行部から長崎総務課長のご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、開会に先立ちまして、大澤議長よりご挨拶をいただきたいと思います。大澤議長よろしくお祈いします。

○議長（大澤義和君） 周りを見ると、稲刈りがそろそろ始まっております。早稲が終わり、コシヒカリかなど。だいぶ過ごし易くなって参りました。けれども、北から南では集中豪雨の被害ですか、かなり凄い被害でございます。なるべく、この辺は無いように願うばかりでございます。それでは、9月定例会に向けて、スムーズに運営がなされますよう、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

◎ 審 議

○委員長（藤村 勉君） ありがとうございます。それでは、さっそく審議に入ります。

今定例会の招集日は9月9日火曜日です。現在まで確認しております付議事件は、町長提出議案等が21件、その内訳としまして、専決処分の承認1件、一部事務組合関連規約の協議1件、新規条例4件、条例の一部改正が3件、契約案件1件、補正予算3件、決算認定5件、それと報告として3件です。また、請願が2件提出されております。一般質問通告は7名となっております。

それでは、初めに、町長提出議案等の21件について、長崎総務課長より説明をお願いします。長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） それでは、平成26年第3回栄町議会定例会9月議会への、提出議案等につきまして、ご説明申し上げます。全体といたしましては、ただいま、委員長からございましたように、21議案等につきましてご審議をいただくものでございます。それでは、お手元の資料に沿いましてご説明させていただきます。

まず、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについてということで、所管課は教育総務課でございます。概要等でございますが、平成26年7月18日の臨時議会におきまして議決していただきました栄町立安食台小学校校舎大規模改造工事請負契約につきまして、追加工事による設計変更に伴う契約金額の増額により、その変更契約を締結することについて専決処分いたしましたので、議会へ報告し承認を求めるものでございます。内容でございますが

、当初請負契約金額1億1,500万円に3,250万円を増額いたしまして、変更後の契約金額1億4,750万円とするものでございます。変更工事の主な内容といたしましては、防水工事の追加、消防ポンプ設置工事の追加などでございます。

続きまして、議案第2号千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。所管課は消防防災課でございます。概要でございますが、地方自治法の一部改正によりまして、同法の条項名が改正されることに伴い、規約の引用条項名が改正されたことにつきまして協議をお願いするものでございます。

続きまして、議案第3号でございます。栄町職員退職手当負担金支払準備基金条例についてでございます。新規条例になります。所管課は総務課でございます。概要等でございますが、千葉縣市町村総合事務組合市町村負担金条例第2条第1項に規定する市町村負担金、主に退職手当負担金のことでございますが、負担金に要する財源を確保するため、新たに、栄町職員退職手当負担金支払準備基金を設置するものでございます。内容でございますが、平成26年度から平成35年度までの10年間におきます私どもの町の定年退職者の数が、94名と推計してございます。特に、平成31年度から平成35年度までは、63名の定年退職者が見込まれておりまして、負担金の支出が極めて過大な年も生じると推測しているところでございます。従いまして、退職手当の財政負担につきまして、年度間の平準化を図り、退職手当の増減が町財政に大きな影響を与えないよう、基金を設置するものでございます。条例の内容につきましては、まず、処分については、栄町が負担すべき退職手当に係る市町村負担金を支払う為の財源に充てる時に限り、処分可能といたしまして、設置目的、処分要件以外の規定につきまして、既存の資金積立基金条例と同じでございます。なお、施行日につきましては、交付の日からとするものでございます。

続きまして、議案第4号、栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例でございますが、これも新規条例でございます。所管課は福祉課となります。概要等でございますが、子ども子育て支援法第34条第2項及び、第46条第2項の規定に基づき栄町が確認する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものでございます。具体的に申しますと、子ども子育て3法のうち、子ども子育て支援法に基づき定めるものでございまして、条例を定めるにあたりましては、内閣府令いわゆる基準省令でございますが、の基準に従うまたは、参酌して定めるとしているものでございます。今回の条例につきましては参酌すべき特段の理由もないことから、全て基準省令に倣うこととしてございます。施行日につきましては、法の施行の日を予定してございます。

続きまして、議案第5号、栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございますが、これも新規条例でございます。所管課は福祉課でございます。概要等でございますが、子ども子育て支援関係整備法による児童福祉法の一部改正に伴い、栄町または、栄

町の認可を受けたその他の者が行う家庭的保育事業等の設備及び、運営に関する基準を定めるものでございます。具体的には、子ども子育て3法のうち、子ども子育て支援関係整備法により、改正される児童福祉法に基づき定めるものでございまして、条例を定めるにあたりましては、厚生労働省令いわゆる基準省令でございますが、これの基準に従うまたは、参酌して定めることとしてございます。参酌すべき基準といたしまして、本条例では1件ございまして、事業所内保育事業におけます乳児室の、乳幼児1人につきましての面積を国基準では、1.65㎡となっておりますが、これを3.3㎡にする点が参酌して町独自で定めている点でございまして。その他につきましては、特段の理由がございませんので、全て、基準省令に倣うこととしてございます。施行日につきましては、子ども子育て支援関係整備法の施行の日からとさせていただきます。

続きまして、議案第6号、栄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございますが、これも新規条例でございます。所管課は福祉課でございます。概要等でございますが、子ども子育て支援関係整備法による、児童福祉法の一部改正に伴い栄町または、その他の者が行う放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。具体的に申しますと子ども子育て3法のうちの子ども子育て支援関係整備法により改正される児童福祉法に基づき定めるものでございまして、条例を定めるにあたりましては、先ほど来申し上げているのと同じですが、厚生労働省令、基準省令と申しますが、この基準に従うまたは、参酌して定めることとしてございます。参酌すべきものにつきましては、本条例については、特段理由がございませんので、全て基準省令に倣うこととしてございます。施行日につきましては、子ども子育て支援関係整備法の施行の日からとさせていただきます。

続きまして、議案第7号、栄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。所管課は福祉課になります。概要等でございますが、中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正によりまして、同法の題名が改正されることに伴いまして、引用されている同法の、題名について同様の改正を行うものでございます。施行期日につきましては、改正法の施行日と同一の平成26年10月1日からとさせていただきます。

続きまして、議案第8号、栄町立小学校設置条例の一部を改正する条例でございます。所管課は学校教育課でございます。概要等でございますが、北辺田小学校、酒直小学校及び安食台小学校の3校を統合し、名称を栄町立安食台小学校とするため所要の改正をするものでございます。具体的には、別表がございまして、その別表の中から北辺田小学校及び酒直小学校の項をなくすものでございます。施行日につきましては、平成27年4月1日からとさせていただきます。

続きまして、議案第9号、栄町立中学校設置条例の一部を改正する条例でございます。所管課は学校教育課でございます。概要等でございますが、栄中学校及び栄東中学校の2校を統合

し、名称を栄町立栄中学校とするため所要の改正をするものでございます。具体的に申しますと、別表から、栄東中学校の項を除くものでございます。また、附則によりまして、栄町町民プールの設置及び管理に関する条例中の栄東中の名称を削除する改正も併せて行うものでございます。施行日につきましては、平成27年4月1日からとしてございます。

続きまして、議案第10号、安食駅南北自由通路エレベーター設置工事請負契約についてでございます。所管課は建設課になります。概要等でございますが、高齢者等が容易に通行出来る施設環境の整備を目的としまして、安食駅南北自由通路にエレベーター設置工事を行うため、当該工事に係る請負契約を締結すべく議会の議決を求めるものでございます。本年8月18日に一般競争入札を行いまして、契約金額、1億4,580万円で、千葉市中央区弁天2丁目23番1号 東鉄工業株式会社千葉支店 執行役員支店長菅茂樹と契約するものでございます。なお、8月20日に仮契約を締結してございます。

続きまして、議案第11号から13号が補正予算になります。議案第11号、平成26年度栄町一般会計補正予算第3号でございますが、所管課は財政課でございます。内容でございますが、規定の歳入歳出予算に、2億3,130万3,000円を増額いたしまして、補正後の予算額を70億2,472万4,000円とするものでございます。

続きまして、議案第12号、平成26年度栄町介護保険特別会計補正予算第1号でございます。所管課は財政課でございます。規定の歳入歳出予算に、3,012万6,000円を増額いたしまして、補正後の予算総額を13億8,412万3,000円とするものでございます。

続きまして、議案第13号でございます。平成26年度栄町公共下水道事業特別会計補正予算第1号でございます。所管課は財政課になります。規定の歳入歳出予算に、5,445万7,000円を増額いたしまして、補正後の予算額を7億4,415万8,000円とするものでございます。

続きまして、認定第1号から認定第5号までが、平成25年度の決算でございます。

まず、認定第1号でございますが、平成25年度栄町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。所管課は財政課になります。歳入総額74億9,487万709円、歳出総額72億1,182万7,605円 差引2億8,304万3,104円となりまして、26年度へ繰越すべき財源374万1,000円を差し引きまして、実質収支額が2億7,930万円2,000円となるものでございます。この分が黒字という決算でございます。

続きまして、認定第2号、平成25年度栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。所管課は財政課でございます。概要等でございますが、歳入総額27億5,326万7,303円でございますが、歳出総額26億7,716万5,381円 差引7,610万1,922円の黒字となっております。

続きまして、認定第3号、平成25年度栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。所管課は財政課でございます。歳入総額が1億7,126万8,120円

ございまして、歳出総額1億7,088万8,820円となっております。差引が37万9,300円の黒字となっております。

続きまして、認定第4号、平成25年度栄町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。所管課は財政課になります。概要等でございますが、歳入総額が12億5,593万8,717円でございます。歳出総額が12億2,782万8,880円で、差引が2,810万9,837円の黒字となっております。

続きまして、認定第5号、平成25年度栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、所管課は財政課でございます。概要でございますが、歳入総額が8億5,535万954円でございます。歳出総額8億2,939万3,042円でございます。差引2,595万7,917円でございます。なお、平成26年度に繰り越すべき財源といたしまして、999万9,000円ございますことから、実質収支といたしましては1,595万9,000円となっております。この分が黒字となっているところでございます。

続きまして、報告第1号、専決処分の報告についてでございます。所管課は財政課でございます。平成26年7月8日に南ヶ丘駐車場で発生しました、除草作業時の飛び石により、駐車中の車両に損傷を負わせたことから、当該事故の和解等に係る専決処分について報告するものでございます。損害賠償額が98,874円でございます。被害といたしましては、普通自動車のフロントガラスにひびが入ったものでございます。8月4日専決処分、8月4日示談が成立してございます。

続きまして、報告第2号、健全化判断比率の報告についてでございます。所管課は財政課でございます。概要でございますが、平成26年度に監査委員の審査に付した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

続きまして、報告第3号、資金不足比率の報告についてでございます。所管課は下水道課になります。概要でございますが、平成26年度に監査委員の審査に付した公共下水道事業に係る資金不足比率について監査委員の意見を付けて、議会に報告するものでございます。

以上21件でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（藤村 勉君） ありがとうございます。だいたひありますので、よろしくお願ひしたいと思います。町長提出議案の説明が終わりましたが、何か質疑等あればお願ひします。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 質疑じゃなくて、意見を申し述べさせていただきたいんですけども。ただいま、概要の説明を頂きましたが、この様に細かい説明は、議会運営委員会では不用であると私は感じております。こういう議案でございますだけでよろしいかと、内容に我々は審議する訳ではございませんので。総務課長、大変でしたけど、今後そんな事でよろしいんじゃないかと思ひます。

○委員長（藤村 勉君） どうですか、皆さん、これに関しては。この場では、内容等審議するところじゃないんで、ただ、こういう議案で提出したいというだけで良いと思うんですけど、どうですか。金島委員。

○委員（金島秀夫君） 概要については、いろいろ書いていただけるんですよね。説明はいいにしても。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） お手元の資料に、議案番号、案件名、所管課、概要等は記載されていますので、これですらなければ、この内容だけということ。

○委員長（藤村 勉君） 私は、ここに出ている、この状態で良いと思います。どうですか、皆様それでよろしいですか。じゃ、今後その様に詳しいことはいいですから、そういう形でお願いしたいと思います。他に何かございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

○委員長（藤村 勉君） 質疑がないようですので、ここでお諮りいたします。まず、議案第3号、第4号、第5号及び第6号は新規条例であります。従いまして、議案第3号は総務常任委員会へ、議案第4号から6号までは教育民生常任委員会へ付託し審議することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（藤村 勉君） 異議がないようですので、議案第3号は総務常任委員会へ、議案第4号から6号までは、教育民生常任委員会へ付託し、審議することに決定いたしました。

次に、認定第1号から第5号までの平成25年度各会計の決算認定につきましては、例年通り決算審査特別委員会を設置し審査することとしたいと思います。また、慣例により代表監査委員の出席を要求し、意見を求めることとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（藤村 勉君） 異議がないようですので、認定第1号から第5号までの平成25年度各会計の決算認定につきましては、例年通り決算審査特別委員会を設置し、代表監査委員から意見を求め、審査することと決定いたしました。

後ほど、決算審査特別委員会の設置及び運営方法等については事務局長より説明をお願いします。

○委員長（藤村 勉君） 続きまして、諸般の報告について事務局長より説明をお願いします。湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） それでは諸般の報告ということでございますが、まず、代表監査委員より、平成25年度栄町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに、基金運用状況の審査に係る意見書、平成25年度財政健全化及び経営健全化の審査に係る意見書が送付されておりますので、写しを配布したいと思います。これに関連しまして、本定例会において、決算審査

がありますが、先ほど決定したとおり、議長から出席要求を代表監査委員にいただきまして、例年通り、初日に代表監査委員から意見を求めることとしたいと考えております。

次に、監査委員から、現金出納の検査結果報告書として、6月期分から、8月期分までの3件が提出されております。いずれの月においても特段の指摘がございませんでしたので、議長からその旨報告する形でお願いしたいと思います。

次に、陳情が2件提出されております。統合中学校（栄中学校、栄東中学校）に関する陳情、及び、軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情が提出されておりますので、その写しを配布させていただきます。

次に、議員派遣報告書ですが、平成26年5月24日からの議員派遣につきましては、お手元の報告書のとおり配布させていただきます。

以上でございます。

○委員長（藤村 勉君） ただいま、事務局長より説明がありました諸般の報告については説明のとおりといたします。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 陳情の件なんですけれども、統合中学校に関する陳情って、賛同者、あと、上にお二人ですか、この方々どういうお立場のかただか、事務局把握してますか。

○委員長（藤村 勉君） 湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） 私が、把握している限りにおいては、陳情する代表2名加瀬雅弘さんが栄中学校のPTA会長、竜角寺台の本橋勝さんが、竜角寺台小学校のPTA会長、賛同者の上から3名までが、1番上が酒直小のPTA会長、2番目が北辺田小のPTA会長、帯金さんが安食台小のPTA会長、その以下の女性の方3名については、PTAの役員さんというふうに向っております。

以上です。

○委員長（藤村 勉君） 他に、なにかございますか。

[「なし」という声あり]

○委員長（藤村 勉君） 無いようですので、続きまして、請願について事務局長より説明をお願いします。湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） それでは、請願が2件提出されておりますので、お手元の請願文書表をご覧くださいと思います。まず、請願第1号、紹介議員は染谷議員です。栄町安食台4丁目16番6号にお住まいの山田国義さん他3名の方から、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書。それと、もう1件、請願第2号紹介議員は金島議員で、栄町安食3639番地にお住まいの千葉県新聞販売組合栄支部長の三上勝芳さんから、新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出を求める請願書が提出されております。

以上でございます。

○委員長（藤村 勉君） ただいま、事務局長より説明のありました、請願第1号については

教育民生常任委員会、請願第2号は総務常任委員会にそれぞれ付託し、審査することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（藤村 勉君） 異議がないようですので、請願第1号は教育民生常任委員会へ、請願第2号については総務常任委員会にそれぞれ付託し、審査することに決定いたしました。

続きまして、一般質問について事務局長より説明をお願いします。湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） 一般質問通告につきましては、お手元の通告書のとおり、7名の議員から出ております。通告順に申しあげますと、橋本議員、野田議員、染谷議員、菅原議員、金島議員、戸田議員、高萩議員となっております。質問の内容につきましては、通告書のとおりであります。

以上です。

○委員長（藤村 勉君） 一般質問については事務局長の説明のとおりとしたいと思います。

続きまして、会期、議事日程、会議録署名議員の指名について事務局長より説明をお願いいたします。湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） それでは、まず会期予定案をご覧いただきたいと思います。会期といたしましては、9月9日火曜日10時に招集されまして翌週19日金曜日までの11日間になります。

会議の内容としては、初日9日は本会議において町長提出議案の提案理由の説明となります。

また、本会議終了後に、総務常任委員会、及び教育民生常任委員会を開催していただきまして、新規条例及び請願の審査を行う予定としております。

翌日の10日から12日までは、先ほど決定したとおり3日間に渡り決算審査特別委員会を開催していただきます。その後、議案調査のための休会に入りまして、週を明けて一般質問を17日4名、18日3名行いまして、最終日19日には、議案及び請願の質疑・討論・採決ということで組ませていただきました。

続きまして、議事日程でございますが、ただいまの会期予定に準じました日程案として、第1号から第4号までを作成しております。初日9日の第1号をご覧いただきたいと思います。日程的には、議案番号順に議題といたしまして、各議案の提案理由の説明になりますが、その中で、日程第8の議案第3号から日程第11の議案第6号までは、先ほど決定したとおり、総括質疑のあと委員会付託という形になります。

なお、後ほどご検討頂きたいことがあります。議案第4号から議案第6号これの総括質疑についてですが、3議案とも、子ども子育て支援法の関係に伴っての新規条例の制定ということですので、法的に全て関連がありますので、この3議案を一括議題として、3議案続けて提案理由の説明を行った後、総括質疑を3議案分一括で行うことでよろしいのではないかと考えておりますが、この方法で良いかどうか、ご検討いただきたいと思います。

それから、日程第19の認定第1号から日程第23の認定第5号までについては、提案理由の説明の後、総括質疑議を行い、議長発議によりまして、決算審査特別委員会を設置していただき、直ちに休憩を取って、議員控室にて委員会を開催して、委員長、副委員長の互選をお願いしたいと思います。

続きまして、17日の2号と18日の3号は一般質問の日程となりまして、先ほど言いました通り、17日4名、18日3名という形で組みました。

そして、4枚目の最終日の19日、これは、議案・請願の質疑・討論・採決ということで組んでおります。

続きまして、会議録署名議員につきましては、9番山田議員、10番野田議員にお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（藤村 勉君） ただいま、事務局長より説明がありました。が会議録署名議員については説明のとおりといたします。

次に、議案第4号から第6号までを一括の説明と一括答弁という形にしたいと思うんですけども、どうでしょうか。関連していますので、一括で全部説明をお願いしてという形でもよろしいと思うんですけども、皆さんどうですか。よろしいですか。

では、そのように決定したいと思います。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 4、5、6ですよね。5号、6号が児童福祉法の一部改正、4号が子育て子ども支援法の条例の規定だよね。根拠ちょっと違うかな。多少違うけどいいかな。5号、6号はいいけど、4号は土台が違うから一括で良いのかなと。

○委員長（藤村 勉君） いま、松島委員の方から5号6号は一括でも良いと思うんですけども、4号は多少内容が違うということで、これは別にした方が良いのではないかという意見がございました。どうでしょうか。橋本委員。

○委員（橋本 浩君） そうですね、あまり気にしていなかったですけど、確かに関連は関連しているんでしょうけれども、成立つ根拠となる法律が違うので、慎重をきすために4号と5号6号と分けて進めてもいいんじゃないかと思います。

○委員長（藤村 勉君） じゃ、4号は4号、5号6号は一括という形にしたいと思いますけれども、それでよろしいですか。では、そういう形をお願いいたします。

それ以外の会期、議事日程はただいまの説明のとおりとしたいと思います。なにかございますか。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 9月19日最終日は、だいたい、いつも半日で終わるとか、午後ちょっとで、かかっても午後少しまでで、そうすると、一般質問4名、3名やって最終日ちょっとというの、もったいないなど。本来は何日も何日もやりたいんだけど、2日で終わるような気もするんですよね。水、木、金が、木、金につめられるんじゃないかなと。とにかく、

最終日が時間が、間が空いちゃうような気がしているんです。

○委員長（藤村 勉君） いま、松島委員の方から、17、18が一般質問4名、3名という形になっています。これを18日の3名の所に、最後の19日の議案審議を組込んでも時間的には大丈夫ではないかということですが、どうでしょうか。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） これ、前日も申し上げましたけれども、10時からやらなければいけないのかということがあると思うんです。例えば、17日、18日午後から3人3人でけるわけでしょ。最終日に1人残して。最終日に2人入れて1日で5人やっちゃうなんてこともあるでしょ。いろいろ考えられると思うので。

○委員長（藤村 勉君） みなさん、どうですか。いろんな意見があると思うんですが、いま、松島委員は、17日、18日を3人3人にしてもいいし、1名最後の19日、そうすると、最初の意見で言った2日でなくて、3日になっている訳ですよ。いろんな方法が取れると思うんですけど、皆さんどうですか。

○委員長（藤村 勉君） 金島委員。

○委員（金島秀夫君） もうすでにこういうので固定されているということで、こういうスケジュールで組んで、十分に対応できて、準備もしていると思うので、このままで良いんじゃないかと思う。特別、急ぎよ変更するよりも。

○委員長（藤村 勉君） どうですか。このままで良いんじゃないかという意見です。このままにするのなら、19日午後からでも良いのでは。山田委員。

○委員（山田真幸君） 変える必要は無いんじゃないかと思います。議会の審議とか何かで不都合があったのなら、変える必要があるんじゃないかと思うんですが、支障あったことは無いので。

○委員長（藤村 勉君） 支障あるとかないとかではなくて、松島委員の言葉も、1日減らせばそれだけ、みなさんが楽になるんじゃないかということではないかということだと思うんですよ。大澤議長。

○議長（大澤義和君） 最終日なんですけど、9月は執行部と懇親会無い訳なんです。でも今回町長から、依頼ありまして、日本食研の大沢会長が来ると、会長は町の顧問でもあるし、いろいろお世話になっているから、議員も是非、懇親会に出席してくださいという要請がありましたんで、その他で言おうと思ったんですけども、いま、問題になっております、19日半日で終わる、午後からというのが、多分その辺に関係してくるのではないかと。この懇親会の出席も公務ではありませんので、自由参加という形になろうかと思っておりますけれども、とりあえず、議会の方に町長から議員さんもお願ひしますということで来ていますので、そんな関係からいまこの問題になっていると思うので、その辺も含めて、もう1度ご意見よろしくお願ひします。

○委員長（藤村 勉君） いま、議長から9月の定例会は、執行部との懇親会が、いままでは

ありません。しかし、町長から、9月は日本食研から会長が来るということなんで、是非、執行部と一緒にやって欲しいという要請が町長の方からあったということなんで、それを踏まえて考えてもらいたいと思います。今定例会、いつもだったらないんですけども、執行部との定例会の後の懇親会をやる方向で、セッティングしてよろしいでしょうかね。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） いま、議長のご発言だと、自由参加ですよと、なので、とにかく、それには当然出る人もいる訳ですから、そこにそういうものがあるよという前提だけは、立ておく必要がありますし、ただやる方向という方向性をここで示したらまずいかと。ただあるよという。

○委員長（藤村 勉君） このままの予定案でよろしいですか。橋本委員。

○委員（橋本 浩君） もし、例えば、最終日議案審議の時に、時間が、かなり空いてしまうという現状というのは、今までかなりあったかと思うんです。もし、総合的に考えて、今の案でも良いと思うんですけど、松島委員の意見で考えれば、例えば、17日に5名やってしまっただけで一般質問は時間が決まっていますよね。最大で1時間なので、時間がよめると思うんです。なので、5名やっても充分成立つということは、最大1時間で、これは、延長出来ませんから、決まります。なので、5名できますよね。そうすると、例えば18日に一般質問5名やって、19日に一般質問午前中に2名やって、午後から議案審議という形であれば、充分議案審議に対しても充分な時間、余裕を持って進めることは、可能なのではないかなと思います。

○委員長（藤村 勉君） 三者三様いろいろな意見が出ました。いま、橋本委員は、18日に一般質問5名やって、19日に午前中、一般質問を2名やった後、午後から議案審議と。そうすると17日まで休会ということになります。どうですか。いま、3つ出ました。

まず、このまま、会期予定案の通りでよろしいという方、挙手してください。2名。

橋本委員の意見、17日まで休会して、18日に一般質問5名、19日に2名、その後、議案審議に賛成の方、挙手してください。2名。湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） 日程の権限は議長。最終的には議運の意見を聞いて決めるのは議長という形になりますので、いま、2名2名になって委員長裁決でも構わないんですけども、議長のご意見もあると思います。今回、仮に今の、5名、2名の、5名というのは、今まで無いということもあります。やっていけないという訳では無くて、当然、時間的には出来ると思いますけれども、1回こういう日程を組むと、今後もこれを元に日程を組んで行くということにもなりますので、その辺も踏まえて、前例という形になりますので。

○委員長（藤村 勉君） 松島副委員長。

○副委員長（松島一夫君） 橋本委員の意見修正しませんか。4人、3人にする。午前2人、午後1人やって議案審議やっても充分時間あるはずですよ。前日の5人を4人にしておいて、4名3名で時間的に余裕は持てると思うんです。前例を作るとなると、きついのはあるから。

○委員長（藤村 勉君） このままで良いというのが2名です。一般質問2日、議案審議の

3日間を2日にしたいという意見が2名ですので、議長の意見をお聞きしたいと思います。大澤議長。

○議長（大澤義和君） 困ったね。どちらも間違いではないし、両方とも正解だし、ただ、最終日に何かあって時間がかかった時に困るのは町長以下執行部ではないかと、会長が来る時間に間に合わないとかあった場合に、もつれるような議案というのいま、分かりませんので、時間的に余裕があった方が良く、私は思います。この案通りということになりますね。

○委員長（藤村 勉君） それでは、会期予定については、予定案の通りとしたいと思います。

先ほどの、議案第4号から6号までの新規条例3件の総括質疑の方法についてですが、4号は4号、5号、6号は一括という形にしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、決算審査特別委員会の設置及び運営方法について、事務局長よろしくお願ひします。湯原議会事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） それでは、お手元の運営方法案をご覧いただきたいと思ひます。全体的には例年通りの内容となっております。初日9日に議長より発議していただき設置していただきまして、議長と監査委員松島議員を除く12名で構成いたします。審査日程は10日水曜日が総務常任委員会所管事項、11日木曜日が教育民生常任委員会所管事項、12日金曜日が経済建設常任委員会所管事項といたします。

なお、町長、副町長、教育長及び総務課長、財政課長との全体質疑を12日経済建設常任委員会の所管事項の審査が終わりましたら行いたいと思ひます。

審査方法につきましては、これも例年通り、質疑通告制1問1答回数制限なし、また通告以外の質疑を1委員3件以内といたします。会議録は全文筆記、会議は公開という形にしたいと思ひます。

決算質疑の通告につきましては、この議会運営委員会終了後、事務室のボックス内に配布させていただきますと思ひます。提出期限につきましては、9月3日の正午という形にさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（藤村 勉君） ただいま、事務局長より説明がありましたが、決算審査特別委員会の設置及び運営方法は、お手元の案の通りとすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（藤村 勉君） 異議がないようですので、決算審査特別委員会の設置及び運営方法は、お手元の案の通りと決定いたしました。案を取り消してください。

質疑通告書は9月3日水曜日の正午までですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、その他ですが、何かございますか。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） だいぶ先のお話を申しあげて恐縮ですが、予算審査の時、議

運から予算質疑通告まで1週間ありましたっけ。

○委員長（藤村 勉君） 湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） 予算審査の場合は非常に期間が短くて、決算は第2週からなんで非常に余裕が取れるんですけれども、予算審査の場合は、確か、1週間取れないと思います。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 予算質疑の通告までの期間が予算書を手にしてから、非常に短いと感じますので、できれば、3月議会の話なんですけれども、議運を1週間早めるとか、予算書が出来ないということになると困るんですけれども。

○委員長（藤村 勉君） たぶん、今までは、予算書が出来てないから遅れている。そうすると、3月議会そのものも逆に考えれば、1週間ずらして9月と同じく第2週という形を取れば、町の方も余裕出てくるのではないかと思うんですけれども。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 予算書は今まで通りでやって、1週間開会を遅らすと、当然1週間閉会が遅れますね。そうなった時に行政執行上何か不都合というのが、生じるか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 特には無いと思うんですけれども、1週間ずらすんですよ。第1から第2にスタート日をずらすということで。いますぐには思い浮かばないですね。ただ、中学校の卒業式とか、その辺で。

○委員長（藤村 勉君） 卒業式だとか入学式は、午前中の事業なので、議会そのものを午後からに回すとか、それは対応出来ると思うんですよ。ただ、もし、1週間ずらしたことによって、余裕が出来たから、ゆっくりやって、結局同じ様な状態ということは、ないよな。長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 議運の日にちが2月24日になるかと思うんですが、その日は決まりますんで、それまでには揃えるということで、当然行きたいと思います。

○委員長（藤村 勉君） 1週間ずらしても、いろんな所で問題が起きてこない。長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） はい、それは、そのようにしたいと思います。本議会の開会日を3月3日だと思うんですが、それを1週間ずらして、3月10日にということですね。議運の日にちは、従来通りということで、そうすると、期間が空くのでということですね。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 予算書、1週間早く作ってくれと言うのと、開会を1週間ずらすのと、行政にとって都合の良い方を決めてもらえれば、そうしたいと思うんです。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 後者でお願いします

○委員長（藤村 勉君） 山田委員。

○委員（山田真幸君） まだ、余裕があるから、3月のことだから検討してもらってなるべくそっちの方向でやってもらおうと。

○委員長（藤村 勉君） 湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） 今の申し合わせの中に、入ってます。申し合わせを変えれば、それは可能です。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 予算、決算は第2週だと決めておけばいいんだ。

○委員長（藤村 勉君） この件に関しては、3月議会の件ですので、いろいろと出てくると思います。ですので、12月議会の議運で、この話はしたいと思います。ですので、それまでに不都合なこととか、出てくるかもしれませんので、その辺、総務課長、検討してみてください。よろしくをお願いします。

○委員長（藤村 勉君） 他に何かございますか。湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） それでは、お時間だいぶ経っておりますけれども、その他ということで、2件ほどあります。

まず、1点は、ご意見伺いたい件があるんですが、先ほど、諸般の報告の時に監査委員から提出されておりました、議長あてに写がきた、平成25年度栄町一般会計及び特別委員会会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の意見書、財政健全化と経営に関する意見書、町長あてに提出された物を代表監査委員から議長あてにその写を例年送付されて、また、今年も同じような形で送付されて来ているんですが、それと同じ物が、例えば、前者については、決算書の下に同じ物が、要は、監査委員の意見を付し認定しなさいよとなっていますから、同じ物がついているんです。その同じ物を、議長あてに代表監査委員の方が、確かにこういう決算審査を適正に行いましたということを報告するために、あがって来ているんです。同じ物がここに出ていると。もう1件後者に言った基金の経営健全化と財政健全化については、報告第2号こちらの報告の中に入ってきているそれと全く同じ物ですので、紙の無駄ということではないんですけれども、同じものでありますので、従来通りこのままやっても構いませんが、配布したという形を取って、実際はこちらの議案の方についているもので、代えるという形がよろしいのかなど。確か、これ以前、松島議員からも過去に無駄じゃないかとか指摘があったかと、間違っていたら申し訳ないのですが、あったような記憶がありましたので、今回、ご意見をいただければと思います

○委員長（藤村 勉君） どうでしょうか、いま事務局長の方から同じ物が、2部出ているということなんで、配布したという形を取って1部で良いんじゃないかということなんですけど、どうでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（藤村 勉君） じゃ、そのようにしてください。湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） それでは、今回はもうすでに、コピーをしてお済みですので、来年の9月議会からということでご承知願いたいと思います。かがみだけ配布するという形でも構いません。

○委員長（藤村 勉君） 議案に全部ついている訳だろう。湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） 代表監査委員から議長あてのかがみ文は無いですから、かがみだけを配っても良いんじゃないかと。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） この件に関しまして、私どもの方としては、議会に出す法的なもののこうのは、ないんです。あくまでも、こういったことが、町長にありましたので、議長にお知らせ致しますということで、そういった慣例がありまして付けていたという経緯がございます。

○委員長（藤村 勉君） 確かに、同じ物が2部は無駄だと思いますので1部が良いと思います。その様をお願いします。湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） それともう1点、全員協議会を既にもうご連絡していると思いますが、9月5日金曜日10時から行いたいと思います。これに関しては、執行部の方から6件ほどの説明等がありますので、お願いしたいと思います。

それと、議場の改修工事が今月いっぱい終了いたしますので、その終了した状況を9月定例議会に入る前に、ご確認、また、ご説明をしたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（藤村 勉君） それでは、全員協議会は、9月5日10時に行われますのでよろしくお願いしたいと思います。他に何かございますでしょうか。

[「なし」という声あり]

◎ 閉 会

○委員長（藤村 勉君） ないようですので、以上で議会運営委員会を閉会といたします。

午前11時6分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成26年9月9日

議会運営委員会

委員長 藤村 勉